

## 入札説明書

「武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務」の入札等については、本件に係る公告及び関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

### 1 仕様その他の明細

「仕様書」（添付資料）のとおり。

※「仕様書」は「入札情報かわさき」から閲覧することができます。

### 2 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出してください。）

### 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 本庁舎21階

市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話 044-200-2284

### 4 その他必要な事項

#### （1）必要な条件の証明

競争参加資格を得るために必要な条件の証明に当たっては、内容を確認できる契約書及び仕様書等の写しを提出してください。なお、契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

#### （2）入札方法

入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。

#### （3）再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。（再度入札へ参加を希望する場合は入札会場へお越しください。）

#### （4）契約手続等

ア 契約予定日 令和8年10月16日

イ 設置期限 令和9年3月1日

(5) 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

(6) 添付書類等

ア 入札公告（写し） ※ 別紙参照

イ 仕様書

ウ 一般競争入札参加申込書

エ 質問書

オ 入札（見積）書

カ 契約書（案）

「武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における  
防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務」仕様書

川崎市市民文化局  
市民生活部地域安全推進課

## 第 1 総則

### 1 契約件名

武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務

### 2 目的

武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺で刑法犯認知件数が一定程度多い地区における犯罪抑止と治安イメージ向上に向け、映像データを記録・収集するために、当該地区へ戦略的に設置した防犯カメラ等を賃貸借する。

### 3 概要

適切に設置され保守が行われている、次の(1)から(3)に掲げる「防犯カメラ等」を賃貸借する。

- (1) 電柱、電信柱、照明柱、信号柱、建物壁面等（以下「電柱等」という。）に設置し、その映像を記録できる防犯カメラ及び付属機器。なお、電気料金及び電柱共架料は発注者負担とする。
- (2) 防犯カメラに記録した映像データを閉域ネットワーク（VPN）により、データセンターを経由して、必要に応じて専用端末機器（パソコン）に伝送し、集中管理するシステム（ネットワークの回線使用料及びデータセンターの運用費用並びに専用端末機器を含む。）。

ア 警察からの録画データ提供依頼に対し、市民文化局の承認手続きを経た上で、対象期間・対象カメラの録画データを安全かつ円滑に取得・提供できる「警察連携機能（カメラ画像オンライン照会及び録画データ取得支援機能）」を実装すること（対象となる警察署（4 拠点）内でのネットワーク回線敷設費用、ネットワーク回線使用料及び専用端末機器を含む）。

イ 本システムは、別途、市民文化局で履行中(ア)のシステムを利用することを基本とするが、多摩区役所道路公園センターで履行中(イ)のカメラとは、その利用目的が異なることから、相互にカメラ画像を閲覧・利用することができないよう、運用前にアクセス制御の設定を実施すること。なお、(イ)の契約において、アクセス制限のためのシステム改修は既に終了していることから、本契約において新たにシステム改修をする必要は生じない。

(履行中の契約)

(ア) 件名：川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務契約

契約者：東京センチュリー株式会社

履行期間：令和 5 年 3 月 24 日から令和 10 年 4 月 18 日まで

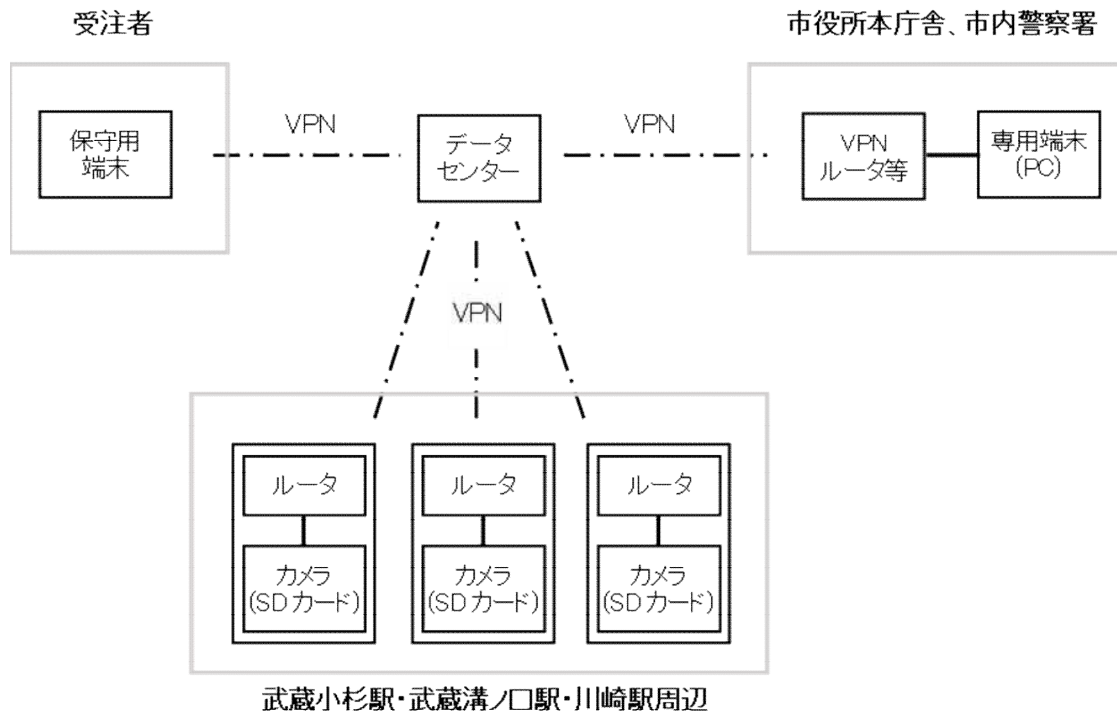
(イ) 件名：多摩区内生田根岸跨線橋（本線）等の道路施設における監視カメラ等の賃貸借及び保守業務契約

契約者：東京センチュリー株式会社

履行期間：令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(3) 防犯カメラの設置を示す告知板及び重点地区であることを示すステッカー。

【参考】ネットワーク構成図



#### 4 設置場所・数量

| 設置場所                          | 品 名                                  | 数 量     |
|-------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 武蔵小杉駅・<br>武蔵溝ノ口駅・<br>川崎駅周辺地区※ | 防犯カメラ及び付属機器                          | 計 100 台 |
|                               | 設置告知板                                | 計 100 枚 |
|                               | 重点地区表示ステッカー                          | 150 枚   |
| 市内警察署内<br>(4 拠点)              | 専用端末機器 (パソコン)<br>(※市役所庁舎内は設置済み端末を利用) | 各 1 台   |

※別紙 1 「川崎市防犯カメラ設置場所一覧表」、別紙 2 「川崎市防犯カメラ設置位置図」に示す場所

#### 5 賃貸借期間

令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで

(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。)

#### 6 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、防犯カメラ等の設置完了後に、全ての書類の電子データを CD-ROM 等に格納し、ウィルスチェック済証明書 (任意書式) を添付の上、提出す

ること。

- (1) 契約締結後、防犯カメラ等の設置前に速やかに次の書類を提出すること。なお、計画に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

| 提出書類                                 | 部 数 |
|--------------------------------------|-----|
| 設置作業計画書（作業工程、作業時間、作業体制、使用車両等を記載したもの） | 1 部 |
| 使用機器・材料等一覧表                          | 1 部 |
| 現場責任者及び技術責任者選任届                      | 1 部 |

- (2) 防犯カメラ等の設置完了後、次の書類を速やかに提出すること。

| 提出書類                                        | 部 数 |
|---------------------------------------------|-----|
| 設置完了届                                       | 1 部 |
| 機器取扱説明書                                     | 2 部 |
| 設置概要書（設置場所一覧表、位置図、詳細図、写真（設置前・後）、ネットワーク構成図等） | 2 部 |
| 関係機関との協議記録                                  | 1 部 |
| 設置作業写真                                      | 1 部 |
| 故障・保守時等の連絡体制図                               | 1 部 |
| その他、市が求める書類                                 | 一式  |

- (3) 保守業務に関わる次の書類を適時提出すること。

| 提出書類                 | 提出時期       | 部 数 |
|----------------------|------------|-----|
| 機器等の正常作動を確認した書類      | 毎年 3 月末    | 1 部 |
| 機器等の作動状況や性能を確認した書類   | 発注者の求めに応じて | 1 部 |
| ファームウェアの更新を確認した書類    | その都度       | 1 部 |
| アクセスログ確認・パスワード設定書    | その都度       | 1 部 |
| ソフトウェアの修正及び対処を行った報告書 | その都度       | 1 部 |
| 各種報告書（機器等付け替え、事故発生等） | その都度       | 1 部 |

## 第 2 防犯カメラ等の性能・仕様

### 1 システム全体

#### (1) 概要

本システムは、防犯カメラの映像データを付属の映像記録装置に記録するとともに、閉域ネットワーク（VPN）により、データセンターを経由して、必要に応じて市役所庁舎内及び市内警察署内（4 拠点）に設置する専用端末機器（パソコン）に伝送し集中管理するものであり、専用端末機器（パソコン）における映像データの再生、外部記録媒体への書き出し装置、及び警察が発行する捜査関係事項照会書を取り込み、閉域ネットワーク（VPN）を通じて市民文化局へ送付する装置を含む一式とする。

(2) 運用時間

常時（24 時間、365 日連続）運用する。

(3) システムを構成する機器等

防犯カメラ、映像記録装置、映像伝送装置、ネットワーク回線、専用端末機器（パソコン（警察署内設置も含む）、スキャナ）及びそれらに付属する機器等

(4) 設計条件等

ア 接続構成

カメラ機器、データセンター、専用端末機器との接続は、全て閉域ネットワーク（VPN）を利用するものとし、維持経費等を考慮した接続構成により、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」の最新版におけるセキュリティ対策を確保した上で、受注者が最適なシステム設計をすること。なお、設計したシステムが目的を十分に達成する性能であることについて資料等を用いて発注者に説明し、承認を得ること。

イ 屋外設置機器の使用条件

屋外に設置する各機器は、以下の使用条件で動作すること。

使用温度 -20℃～50℃

湿度範囲 90%以下

風速 40m/s 以下（ただし、瞬間最大風速 60m/s に耐えうること。）

ウ 屋外設置機器の構造等

(ア) 屋外設置に適した耐熱・防塵・防水機能を有する業務用機器とすること。また、防犯カメラ及び付属機器等（映像伝送装置、映像記録装置、電源装置等）は、収納ボックスに収容し、防水・防塵対策を行うこと。

(イ) 各機器は、標準時刻に同期して記録すること。

(ウ) 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護回路を設けること。

(エ) 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また他の機器からの電気雑音によって誤作動をしないこと。

(オ) 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

エ 使用電源

使用電源は、AC アダプタ、PoE 駆動とし屋外用 PoE インジェクター等とすること。

また、機器等に供給する電源は、照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、照明灯等の機器等に影響を与えないこと。

オ セキュリティ対策

映像データのセキュリティを確保するため、設置する機器等には次によりセキュリティ機能を有するものとし、その内容については発注者の確認を得ること。なお、セキュリティ対策が侵害された場合、迅速に適切な対応をすること。

(ア) 防犯カメラ、データセンター、専用端末機器（パソコン、警察署内設置も含む）間は、閉域ネットワーク（VPN）で接続されるものとし、第三者によるネットワークへの不正アクセス（通信データの盗聴、改ざん等）を防止する措置を講じること。

- (イ) 屋外設置機器の発注者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が映像データを再生・編集できないようにすること。
- (ウ) データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。
- (エ) 専用端末機器（パソコン）には、ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態とすること。
- (オ) 屋外設置機器等は、特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。
- (カ) ファームウェアは、随時更新し、常に最新の状態であること。

#### カ 使用機器・部品等

- (ア) 修理のための部品を設置から5年以上保有することを、製造業者が証明した機器等を採用すること。
- (イ) 消耗部品がある場合は、使用機器・材料等一覧表に記載の上、発注者に提出すること。

## 2 警察連携機能

### (1) システム方式（警察連携機能の動作概要）

警察連携機能は、概ね以下の手順で動作すること。

#### ア 申請（警察署ユーザ）

警察担当者は、警察拠点設置端末からシステム画面を用いて、録画データのダウンロード依頼（対象カメラ、期間等）を入力し、申請する。

#### イ 承認・実行（自治体管理ユーザ）

本市担当者は、運用端末から申請内容を確認し、承認（許可）操作を行う。

※承認が完了しない限り、警察側でのダウンロードができない制御とする。

#### ウ 録画データ取得（カメラ管理サーバ）

承認された申請内容に基づき、カメラ管理サーバが順次対象カメラへ接続し、記録媒体（例：SDカード等）に記録された録画データの取得を要求する。

#### エ 送信（カメラ→サーバ）

対象カメラは、カメラ管理サーバへ録画データを送信する。

#### オ 保存（サーバ内保管）

カメラ管理サーバは、取得した録画データをサーバ内の所定の共有フォルダ（または同等の保管領域）へ保存する。

#### カ ダウンロード（警察署ユーザ）

警察担当者は、警察拠点設置端末から当該共有フォルダへ接続し、録画データをダウンロード（手動コピー等）する。

### (2) 機能要件（アクセス制御・録画データ提供制御）

#### ア アクセス権限要件

##### (ア) 自治体管理ユーザ

申請内容の閲覧、承認／却下、カメラ管理サーバへの画像データの取得実行、ダ

ダウンロード、履歴確認等、システム全体を管理可能であること。

(イ) 警察署ユーザ

原則として、ダウンロード（カメラ管理サーバへの取得済みデータの受領）操作のみ可能とし、管理機能（設定変更、他申請の閲覧等）は不可とすること。

イ 承認必須・期間限定・回数制限

(ア) 警察署ユーザは、本市の承認処理が完了するまでダウンロード不可とすること。

(イ) ダウンロード可能期間は、申請で指定した期間（本市が承認した期間）に限定すること。

(ウ) 申請 1 件につき、ダウンロードは原則 1 回限りとすること。

※再取得が必要な場合の運用（再申請の要否、許可手順等）は、本市と協議のうえ実装方針を定めること。

ウ 監査・証跡（ログ）

申請、承認、取得実行、ダウンロードの各操作について、日時・操作者・対象カメラ・対象期間等のログを記録し、追跡可能とすること。

※ログの保存期間・閲覧権限等は、本市と協議のうえ定めること。

### 3 防犯カメラ及び付属機器

(1) 防犯カメラ

ア 概要

電柱等に設置し、周辺の状況を把握するための映像を取得する機器。

イ 要求性能及び仕様

| 区分 | 品目           | 仕様等     |                                                        |
|----|--------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 本体 | カメラ部<br>(固定) | 有効画素数   | (1920×1080) 相当以上であること                                  |
|    |              | 最低被写体照度 | デイナイト機能を有し、カラー0.1Lx、白黒0 Lx 以下であること                     |
|    |              | 白黒切換    | カラーと白黒の自動切替機能を有すること                                    |
|    |              | フリッカー防止 | フリッカー（ちらつき）を防止する機能を有すること                               |
|    |              | 逆光補正    | ワイドダイナミックレンジ機能を有すること                                   |
|    | レンズ部         | 画角及びズーム | 広角最大時、水平 90° 以上、垂直 50° 以上であること。また、設置時に画角及びズームの調整ができること |
|    | ハウジング部       | 形状      | 屋外設置を考慮した形状であること                                       |
|    |              | 防塵防水性   | JIS C 0920 保護等級 IP66 (IEC60529) 以上であること                |
|    | 赤外線 LED      | 照射距離    | 40m以上であること                                             |

## (2) 映像伝送装置

### ア 概要

防犯カメラの映像データを、閉域ネットワーク（VPN）により、データセンターを経由して市役所庁舎内及び市内警察署内に設置する専用端末機器（パソコン）に伝送する装置。

なお、市役所庁舎内については、前述の履行中の契約(ア)で設置済みの端末を利用し、市内警察署内(4 拠点)の詳細な設置場所は、契約締結後に本市が指示することとする。

### イ 要求性能及び仕様

次に示す仕様等を満たし、かつ、確実に作動する性能を有していること。

| 区分 | 品目     | 仕様等      |                                                             |
|----|--------|----------|-------------------------------------------------------------|
| 本体 | ハード    | インターフェース | RJ45 ポートを保有し、100BASE-TX 以上の通信ができること                         |
|    |        | 電源       | PoE 又は AC アダプタ                                              |
|    |        | 動作環境条件   | 温度：-20℃～60℃、湿度：10%～90%                                      |
|    | ネットワーク | VPN      | IPsec 又は SSL（ただし、SSL の場合は二段階認証等のセキュリティ対策について事前に発注者の承認を得ること） |

## (3) 映像記録装置

### ア 概要

防犯カメラの映像を、デジタル信号にて蓄積する装置。

### イ 要求性能及び仕様

| 区分 | 品目   | 仕様等                                                                          |                                                                               |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 本体 | 容量等  | ・ 防犯カメラの映像を 24 時間連続で、毎秒 5 枚以上、14 日以上記録できる容量を有すること<br>・ 防犯カメラの映像を順次上書き更新できること |                                                                               |
|    | 記録方式 | 画像解像度                                                                        | (1920×1080) 以上                                                                |
|    |      | 圧縮方式                                                                         | H. 264、H. 265 に対応すること                                                         |
|    |      | セキュリティ対策                                                                     | 記録映像は暗号化を行い、専用ビューアでないと閲覧できない仕組みであること。また、警察等への提出時には発注者が録画映像の暗号化を解除することが可能であること |
|    | その他  | プライバシー保護                                                                     | 防犯カメラ 1 台毎に 8 箇所以上を任意に指定してマスキングできること                                          |

## (4) 収納ボックス

### ア 概要

電柱等に設置し、防犯カメラ及び付属機器（映像伝送装置、映像記録装置、電源装置等）を一体で収納するボックス。

#### イ 要求性能及び仕様

防犯カメラ及び付属機器の屋外設置に耐えうる耐熱・防塵・防水性能を有すること。  
なお、材質・形状・色等については、事前に発注者の承認を得ること。

### 4 ネットワーク回線

#### (1) 概要

防犯カメラの映像を、閉域ネットワーク（VPN）を利用し、データセンター側に伝送するための回線。

#### (2) 要求性能及び仕様

次の仕様等を満たし、かつ、ネットワークの通信速度不足等がないよう確実に伝送が行われること。なお、設置場所により十分な通信速度が確保できない場合は、発注者と協議すること。

| 区分 | 品目           | 仕様等    |                                                   |
|----|--------------|--------|---------------------------------------------------|
| 回線 | 4G/LTE<br>回線 | 通信速度   | 映像伝送において実用に耐えうる速度を有していること                         |
|    |              | 月間データ量 | 1回線あたり7.0GB以上で14日間程度以上のデータ通信が可能であること（パケットシェアを含む。） |
|    |              | 回線数    | 100回線                                             |

### 5 専用端末機器（パソコン、スキャナ）

#### (1) 概要

防犯カメラで収集した映像情報の保守時等におけるデータセンターを経由したモニタリング及び防犯カメラの映像記録装置に保存された映像情報の再生・検索を行う機器、及び警察が発行する捜査事項照会書を取り込み、閉域ネットワーク（VPN）を通じて市民文化局への送付を行う機器。

#### (2) 機器性能と仕様

次に示す仕様を満たし、かつ、一連のシステムが正常に作動する性能を有していること。なお、再生・検索する際の再生時間設定や検索条件等については、事前に発注者の承認を得ること。

なお、回線手配・敷設・キャリア調整等を別途工事とする場合は、本市の切り分け方針に従い、受託者は必要な設定変更・接続試験に対応すること。

【パソコン（市役所庁舎内及び警察署内ともに同仕様）】

| 区分 | 品目     | 仕様等       |                                                                                      |
|----|--------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 本体 | 本体     | 機能        | 映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。また、保守時等に映像をリアルタイムにモニタリングできること                    |
|    |        | OS        | Windows11 Pro 以上 (64bit)                                                             |
|    |        | CPU       | Core i5 1135G7 相当以上                                                                  |
|    |        | SSD       | 512GB 以上                                                                             |
|    |        | メモリ       | 8GB 以上                                                                               |
|    |        | ドライブ      | DVD 対応可能なこと。読み書き可能で、書き込み速度が 32 倍速以上に対応できること                                          |
|    |        | インターフェース  | USB ポート (USB3.0 を含む。)                                                                |
|    |        | 電源        | 内蔵式バッテリー及び AC 電源                                                                     |
|    | 表示部    | サイズ       | 14 型以上であること                                                                          |
|    |        | 解像度       | (1920×1080) 以上であること                                                                  |
|    | 外部記録媒体 | 映像取り出し    | 映像記録装置に記録された映像 (動画及び静止画) の任意の部分を USB メモリ等汎用性のある媒体に記録ができること                           |
|    | その他    | ライティングソフト | 日本語対応で、高速で DVD に書き込みができること (フリーソフト不可)                                                |
|    |        | 通信回線      | 4G/LTE 回線 (市役所庁舎内端末) 及びフレッツ光ネクスト (警察署内端末) と接続し、VPN を利用すること。なお、通信先はデータセンターとの通信に限定すること |
|    |        | 段階的アクセス権  | データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権を設定できること                                          |

※市役所庁舎内については、前述の履行中の契約(7)で設置済みの端末を利用し、市内警察署内 (4 拠点) の詳細な設置場所は、契約締結後に本市が指示することとする。

#### 【スキャナ】

| 区分 | 品目 | 仕様等  |                                                                                                                                                               |
|----|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本体 | 本体 | 性能   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADF 方式の両面カラーสキャナであること</li> <li>・ A4 両面読取可能であること</li> <li>・ PDF 出力機能を有すること</li> <li>・ 光学解像度 600dpi 以上であること</li> </ul> |
|    |    | 電源   | AC アダプタ                                                                                                                                                       |
|    |    | 環境条件 | 温度                      動作時 : 5～35℃                                                                                                                           |

|  |  |      |                                       |                 |
|--|--|------|---------------------------------------|-----------------|
|  |  |      | 湿度                                    | 動作時：15～80%（非結露） |
|  |  | 関連規格 | グリーン購入法適合、エコマーク認定商品、国際エネルギースタープログラム適合 |                 |
|  |  |      | 高調波電流規格 JIS C 61000-3-2、VCCI クラス B    |                 |

※市内警察署内（4 拠点）のみに設置し、詳細な設置場所については、契約締結後に本市が指示することとする。

## 6 設置告知板及び重点地区表示ステッカー

- (1) 防犯カメラ 1 台につき設置告知板 1 枚を、防犯カメラと併せて設置すること。
- (2) 防犯カメラの整備重点地区であることを周知するため、重点地区表示ステッカーを製作すること。
- (3) 設置告知板及び重点地区表示ステッカーの設置箇所・位置、材質・形状・寸法・色、内容等については、発注者と協議すること。

## 7 その他

防犯カメラの戦略的な整備において、犯罪抑止に効果的な機能等がある場合、発注者と事前に協議の上、実施すること。

## 第3 防犯カメラ及び付属設備の設置

### 1 設置期限等

令和 9 年 2 月 28 日までに設置及び動作確認を完了すること。

### 2 設置内容及び留意事項等

- (1) 別紙 1 「川崎市防犯カメラ設置場所一覧表」、別紙 2 「川崎市防犯カメラ設置位置図」に示す場所の近辺の電柱等に設置すること。
- (2) 設置にあたっては、電柱等の所有者又は管理者（以下「電柱等管理者」という。）と協議を行い、記録を取ること。なお、電源供給方法等についての電柱等管理者との事前協議は発注者において進めるものとするが、その結果により設置位置を変更する必要性が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 電柱等の占用申請やケーブル敷設に関わる許可申請等、設置に必要な手続は受注者が行うこと。
- (4) 必要に応じて、電源供給を行うための管その他の設備を設置すること。なお、将来、移設や撤去をする必要性が生じた場合の復旧等も視野に入れ、設置を行うこと。
- (5) 防犯カメラ等を設置するときは、施工方法や電源供給方法等について、事前に図面により施工内容、電気容量等を発注者に提示することとする。
- (6) 防犯カメラ（配線や付属物等を含む。）は、地震時を含め落下しないよう、また、盗難等のないよう、特殊ネジ等を用い堅牢に設置し、設置後も適切に維持管理すること。また、美観にも配慮し、設置すること。

- (7) 設置する機器等や使用する資材等は受注者が調達するものとし、日本工業規格（JIS）や電柱等管理者が定める基準に基づくものを選定し、使用材料一覧表を作成の上、発注者に提出すること。
- (8) 設置に伴い発生した撤去物や残資材等の処分は、適正に行うこと。
- (9) 設置作業の記録を適宜写真撮影し、発注者に提出すること
- (10) 設置にあたっては、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。また、通行人や周辺住民の生活等に支障が出ないように、十分留意すること。
- (11) 事故等が起こった場合には、人命救助措置等の必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を発注者に報告すること。また、受注者はその補償を行うこと。
- (12) 施工時間は、発注者が定める開庁日の午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこと。ただし、上記時間以外に行う必要がある場合は、事前に発注者へ届け出て了承を得ること。
- (13) 家屋等が映像に映りこむ場合は、発注者と協議の上、必要に応じて受注者が住民等の同意文書を取得すること。

#### 第 4 賃貸借期間中の対応

##### 1 保守業務

- (1) 受注者は、賃貸借期間終了までの間、防犯カメラ等を正常な状態で使用できるよう、機器等の稼働状況を監視の上、適切に維持管理すること。なお、保守用端末機器の接続についても、VPN を利用すること。
- (2) 受注者は保守体制を確保し、点検・補修等を適切に行うこと。
- (3) 全ての機器等に関し、受注者において一本化した障害受付窓口を設置すること。
- (4) 受注者は、点検や通報により機器等の不具合が発生した時は、速やかに状況を確認の上、正常な状態に回復するよう適切に対応し、発注者に報告すること。また、機器等の交換や補修等が必要になった場合は、その内容や作業期間、費用等について、発注者と協議の上実施し、対応完了後に書面により報告すること。自然災害等の不可抗力による場合も同様とする。
- (5) 受注者は、年 1 回、機器等が正常な状態であることを現地確認し、毎年 3 月末日までに書面により報告すること。なお、本システムの故障、停電、通信障害、または記録媒体（SD カード等）の寿命・予期せぬ書き込みエラーにより、映像が記録されなかったこと、または記録された映像が消失・毀損したことによって生じた一切の損害（事件・事故の証拠不足等）について、受注者はその賠償の責を負わないものとする。
- (6) 発注者が、機器等の作働の状況や性能の確認を求めた時は、受注者は現地確認し、書面により発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、3 か月に 1 回以上、アクセスログの確認及び新たなパスワードの設定を行い、書面により発注者に報告すること。なお、設定するパスワードについては、事前に発注者に確認すること。
- (8) 受注者が製造又は改造したソフトウェアに瑕疵が発見された場合には、修正及び対処を行い、書面により発注者に報告すること。

## 2 事故等による機器損傷時の対応

- (1) 事故等により、設置した機器等が通行等に支障をきたしている場合は、受注者が速やかにその撤去等の対応を行うとともに、発注者に書面により報告すること。
- (2) 受注者は速やかに機器等を復旧し、引き続き保守を行うこと。なお、事故当事者との交渉等は、受注者が行うものとする。

## 3 電柱等の更新等への対応

- (1) 電柱等管理者の都合等により、機器等を設置した電柱等が撤去、更新、移設等され、機器を付け替える必要が生じた際は、発注者に書面により報告の上、受注者の責任において機器等の取り外し及び再取り付けを行い、引き続き保守を行うこと。なお、位置が大きく変わる場合には、発注者と協議すること。
- (2) この場合の機器等の取り外し及び再取り付けに掛かる費用は、1年につき5回まで受注者の負担とし、それ以降は発注者との協議による。

## 4 賃貸借期間終了時

- (1) 設置した全ての機器等については、賃貸借期間終了時、市に無償譲渡するものとする。
- (2) 賃貸借期間終了後、受注者は発注者の指示により、保守用端末機器等に記憶された映像データ等の情報を速やかに消去にすること。
- (3) 賃貸借期間終了後、受注者は発注者の指示により、機器等引渡書等を提出するものとする。

# 第5 その他

## 1 関係法令等の遵守

関係法令、条例等を遵守すること。

## 2 電源供給の開始時期等

電源供給については、電柱等管理者との協議期間等を勘案して令和9年2月27日まで開始されることを想定しているが、協議期間の長期化や電気事業者の都合等、止むを得ない事情により供給開始が遅延する場合、賃貸借期間の開始期日及び終了期日を変更する。なお、開始期日の変更により発生する一切の費用はすべて受注者の負担とする。

## 3 官公署等への手続

本件に関し、必要となる官公署等への手続は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。なお、諸手続に要する費用はすべて受注者の負担とする。

## 4 損害等への対応

本件に関し、第三者に損害を及ぼした時は、受注者は誠意を持って対応にあたり早期解決に努めるとともに受注者がその損害を賠償すること。ただし、その損害が発注者の

責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### 5 個人情報等

業務上知り得た情報は他に漏らしてはならない。また、情報の複写、目的外利用、第三者への提供等は一切してはならない。

#### 6 疑義

本仕様書に定めのない事項や、疑義を生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行う。なお、変更に伴う費用負担については協議による。

# 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

申込者

業者番号

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

令和 8 年 9 月 3 日付けで公告された次の調達的一般競争入札に参加を申し込みます。

- 1

件 名

武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務
- 2

履行場所

武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺
- 3

業 種

リ ー ス

※ 注意事項

受付控えが必要な場合は、本書を複写して、もう 1 部お持ちください。  
個別案件ごとに必要な書類を添付してください。

| 受付 | 確認 |
|----|----|
|    |    |

# 質問書

令和 年 月 日

(宛先)川崎市長

商号又は名称

代表者職氏名

| 契約番号       | 件 名                                      |
|------------|------------------------------------------|
| 5083020780 | 武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務 |

[illegible]

## 提出先

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 本庁舎21階  
市民文化局市民生活部地域安全推進課 担当 中村、平野  
電話：044-200-2284 FAX：044-200-3869 E-Mail：25tiiki@city.kawasaki.jp  
提出期限：令和8年9月18日（金）まで

入 札（見 積）書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 名

印

代 理 人 名

印

次の金額で請負（供給）したいので川崎市契約規則を堅く守り入札（見積り）  
します。

|  |  |    |  |  |    |  |  |   |  |  |   |
|--|--|----|--|--|----|--|--|---|--|--|---|
|  |  | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
|  |  |    |  |  |    |  |  |   |  |  |   |

(件 名 武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における  
防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務 )

(履行場所 武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺 )

- 注 1 本書は、入札（見積り）件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。  
訂正したものは無効とします。
- 3 代理人が入札をする場合は、代表者及び代理人の記名押印が必要です。

## 委 任 状

私は、（件名： **武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における  
防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務** ）  
に関する契約において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を  
委任します。

- 委任事項    1    入札（見積）に関すること。  
              2    開札の立会いに関すること。

令和        年        月        日

（あて先）川崎市長

委任者（代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印

## 武蔵小杉駅・武蔵溝ノ口駅・川崎駅周辺地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務契約書

川崎市を発注者とし、  
を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

### (目的)

第1条 この契約は、受注者がその所有する防犯カメラ等（以下「装置」という。）を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、装置が正常な状態で稼動し得るように保守を行い、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。

### (権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### (契約対象装置の内容及び設置場所)

第3条 この契約を対象とする装置の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 装置の内容 防犯カメラ等一式
- (2) 装置の設置場所 別紙 川崎市防犯カメラ設置場所一覧表（仕様書）

### (賃貸借期間)

第4条 装置の賃貸借期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

### (契約保証金)

第5条 契約保証金は、契約額の10%とする。ただし、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除とする。

### (賃貸借料)

第6条 装置の賃借料は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

2 月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者が装置を使用できなかったときは、その分の賃借料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。

### (設置費用等の負担)

第7条 この契約に基づく装置に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

### (装置の保守)

第8条 受注者は、発注者が装置を常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

3 発注者は、あらかじめ受注者が確認した装置の設置場所の環境条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

4 発注者の故意又は重大な過失により装置に損傷を与えたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。

5 故障等により装置の使用ができないときは、受注者は発注者に対し発注者の業務に支障がないよう代替装置を供するものとし、当該代替装置の賃貸借に係る費用は無償とする。

### (賃貸借料等の支払)

第9条 受注者は、毎月初めに前月分の別紙内訳書に定める賃貸借料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

### (秘密の保持)

第10条 受注者は、装置の設置、保守、管理等に際して知り得た発注者の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

### (個人情報の適正な維持管理)

第10条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

### **(損害保険契約)**

第11条 受注者は、装置について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を締結する。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第8条第4項の場合で受注者が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

### **(損害金)**

第12条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料に賃貸借期間を掛けた金額をいう。以下同じ。）に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

### **(発注者の催告による解除権)**

第13条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。

(4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。

(5) その他受注者が契約に違反したとき。

### **(発注者の催告によらない解除権)**

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

### **(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

### **(契約が解除された場合の損害賠償金)**

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金

額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

(1) 第13条、第14条及び第22条第6項の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

#### **（発注者の任意解除権）**

第17条 発注者は、装置の引渡しを完了する前は、第13条及び第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合、装置の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **（予算に係る解除権の留保）**

第18条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **（受注者の催告による解除権）**

第19条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **（受注者の催告によらない解除権）**

第20条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

第21条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **（不正行為に対する賠償金等）**

第22条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないもの

であることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

#### **（装置の返還）**

第23条 発注者は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって装置を受注者に返還する場合には、速やかに装置を返還するものとする。

#### **（疑義の解決）**

第24条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

#### **（訴訟の提起）**

第25条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### **（発注者への報告等）**

第26条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

#### **（その他の事項）**

第27条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市  
川崎市長

印

受注者

## 個人情報 の 取扱いに 関する 情報セキュリティ特記事項

### (趣旨)

第 1 条 この特記事項は、個人情報 の 取扱いを 伴う 場合がある 事務事業について、必要な事項を定めるものである。

### (基本事項)

第 2 条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### (情報セキュリティ関連規定の遵守)

第 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ対策基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

### (個人情報の適正な維持管理)

第 4 条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

### (秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

### (再委託の取扱い)

第 6 条 受注者は、特定業務について、業務実施体制図を記載・提出の上、提携業者等へ委託できるものとするが、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、提携業者等から第三者に再委託できるものとする。

3 受注者は、前項により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

4 受注者は、特定業務について委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

（指示目的外の利用の禁止）

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

（情報の複写及び複製の禁止）

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

（情報の帰属権）

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

（情報資産の保護）

第10条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

（情報資産の受渡し）

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

（厳重な保管及び搬送）

第12条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第 13 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第 14 条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度 (ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001 等) の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 15 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第 16 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第 17 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第18条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第20条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第21条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 賃貸借料内訳書

(重点地区における防犯カメラ等の賃貸借及び保守業務)

| 区分   | 賃貸借期間      |   | 賃貸借料(円) 税込  |
|------|------------|---|-------------|
| 第1回  | 令和9年3月1日   | ～ | 令和9年3月31日   |
| 第2回  | 令和9年4月1日   | ～ | 令和9年4月30日   |
| 第3回  | 令和9年5月1日   | ～ | 令和9年5月31日   |
| 第4回  | 令和9年6月1日   | ～ | 令和9年6月30日   |
| 第5回  | 令和9年7月1日   | ～ | 令和9年7月31日   |
| 第6回  | 令和9年8月1日   | ～ | 令和9年8月31日   |
| 第7回  | 令和9年9月1日   | ～ | 令和9年9月30日   |
| 第8回  | 令和9年10月1日  | ～ | 令和9年10月31日  |
| 第9回  | 令和9年11月1日  | ～ | 令和9年11月30日  |
| 第10回 | 令和9年12月1日  | ～ | 令和9年12月31日  |
| 第11回 | 令和10年1月1日  | ～ | 令和10年1月31日  |
| 第12回 | 令和10年2月1日  | ～ | 令和10年2月29日  |
| 第13回 | 令和10年3月1日  | ～ | 令和10年3月31日  |
| 第14回 | 令和10年4月1日  | ～ | 令和10年4月30日  |
| 第15回 | 令和10年5月1日  | ～ | 令和10年5月31日  |
| 第16回 | 令和10年6月1日  | ～ | 令和10年6月30日  |
| 第17回 | 令和10年7月1日  | ～ | 令和10年7月31日  |
| 第18回 | 令和10年8月1日  | ～ | 令和10年8月31日  |
| 第19回 | 令和10年9月1日  | ～ | 令和10年9月30日  |
| 第20回 | 令和10年10月1日 | ～ | 令和10年10月31日 |
| 第21回 | 令和10年11月1日 | ～ | 令和10年11月30日 |
| 第22回 | 令和10年12月1日 | ～ | 令和10年12月31日 |
| 第23回 | 令和11年1月1日  | ～ | 令和11年1月31日  |
| 第24回 | 令和11年2月1日  | ～ | 令和11年2月28日  |
| 第25回 | 令和11年3月1日  | ～ | 令和11年3月31日  |
| 第26回 | 令和11年4月1日  | ～ | 令和11年4月30日  |
| 第27回 | 令和11年5月1日  | ～ | 令和11年5月31日  |
| 第28回 | 令和11年6月1日  | ～ | 令和11年6月30日  |
| 第29回 | 令和11年7月1日  | ～ | 令和11年7月31日  |
| 第30回 | 令和11年8月1日  | ～ | 令和11年8月31日  |
| 第31回 | 令和11年9月1日  | ～ | 令和11年9月30日  |
| 第32回 | 令和11年10月1日 | ～ | 令和11年10月31日 |
| 第33回 | 令和11年11月1日 | ～ | 令和11年11月30日 |
| 第34回 | 令和11年12月1日 | ～ | 令和11年12月31日 |
| 第35回 | 令和12年1月1日  | ～ | 令和12年1月31日  |
| 第36回 | 令和12年2月1日  | ～ | 令和12年2月28日  |
| 第37回 | 令和12年3月1日  | ～ | 令和12年3月31日  |
| 第38回 | 令和12年4月1日  | ～ | 令和12年4月30日  |
| 第39回 | 令和12年5月1日  | ～ | 令和12年5月31日  |
| 第40回 | 令和12年6月1日  | ～ | 令和12年6月30日  |
| 第41回 | 令和12年7月1日  | ～ | 令和12年7月31日  |
| 第42回 | 令和12年8月1日  | ～ | 令和12年8月31日  |
| 第43回 | 令和12年9月1日  | ～ | 令和12年9月30日  |
| 第44回 | 令和12年10月1日 | ～ | 令和12年10月31日 |
| 第45回 | 令和12年11月1日 | ～ | 令和12年11月30日 |
| 第46回 | 令和12年12月1日 | ～ | 令和12年12月31日 |
| 第47回 | 令和13年1月1日  | ～ | 令和13年1月31日  |
| 第48回 | 令和13年2月1日  | ～ | 令和13年2月28日  |
| 第49回 | 令和13年3月1日  | ～ | 令和13年3月31日  |
| 第50回 | 令和13年4月1日  | ～ | 令和13年4月30日  |
| 第51回 | 令和13年5月1日  | ～ | 令和13年5月31日  |
| 第52回 | 令和13年6月1日  | ～ | 令和13年6月30日  |
| 第53回 | 令和13年7月1日  | ～ | 令和13年7月31日  |
| 第54回 | 令和13年8月1日  | ～ | 令和13年8月31日  |
| 第55回 | 令和13年9月1日  | ～ | 令和13年9月30日  |
| 第56回 | 令和13年10月1日 | ～ | 令和13年10月31日 |
| 第57回 | 令和13年11月1日 | ～ | 令和13年11月30日 |
| 第58回 | 令和13年12月1日 | ～ | 令和13年12月31日 |
| 第59回 | 令和14年1月1日  | ～ | 令和14年1月31日  |
| 第60回 | 令和14年2月1日  | ～ | 令和14年2月29日  |
| 合計   |            |   |             |